

個人情報保護規程

社会福祉法人梅田福祉会
規則第14号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅田福祉会（以下「法人」という。）が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 法人の職員は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集及び閲覧

(情報収集の制限)

第4条 法人は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事業の目的を明確にし、当該事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 法人は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

- 3 法人は、個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、その他の事由により、本人から収集することができないとき。

- (5) 相談等の事業で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、または事業の性質上本人から収集したのでは事業の適正な運営に支障が生じると認められるとき。
- (6) 本人が疾病等の事由により、意思の疎通ができないときは、別に定める代理人の同意があるとき。

(閲覧)

第5条 法人は、別に定める様式により個人情報取扱事業に係る目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、専ら法人の職員又は職員であった者に係る事項については、この限りではない。

第3章個人情報の管理

(適正管理)

- 第6条 法人は、個人情報を取り扱う事業の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 2 法人は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 法人は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した文書等を破棄しなければならない。

第4章個人情報の利用及び提供

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第7条 法人は、個人情報を取り扱う事業の目的を超えた個人情報を法人内における利用及び法人以外のものへの提供（以下「目的外利用・提供」という。）をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外使用・提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事業を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 3 法人は、目的外利用・提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供に伴う制限)

第8条 法人は、個人情報を法人以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をする場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

- 2 法人は、事業の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合を除き、インターネット等による個人情報の外部提供をしてはならない。

第5章 自己の個人情報の開示及び訂正等の申出

(開示申出ができる者)

第9条 何人も、法人に対し、法人に記録されている自己の個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

- 2 自己情報の開示申出は、本人に代わって代理人によって行うことができる。

(開示申出方法)

第10条 前号の規定に基づき開示申出をしようとする者は、法人に対して、別に定める自己情報開示等申出書を提出しなければならない。

- 2 開示申出をしようとする者は、法人に対して、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明する書類を提出しなければならない。

(開示申出に対する決定)

第11条 法人は、開示申出に対して、審査会に諮り、開示申出があった日から30日以内に、開示申出者に対して、開示申出に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定を書面により通知するものとする。

(開示の方法)

第12条 個人情報の開示は、個人情報が記録された申出対象文章の当該個人情報に係る部分につき写しの交付により行うものとする。

(開示しないことができる個人情報)

第13条 法人は、開示申出に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
- (2) 個人の評価、診断、判断、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な運営に支障を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 調査等に関する個人情報であって、開示することにより、事業の適正な運営に支障を生ずるおそれがあるとき。

(4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。

(訂正の申し出ができるもの)

第14条 何人も、第11条の規定による開示の回答を受けた自己情報に事実の誤りがあると認めるときは、法人に対し、その訂正の申出をすることができる。

2 第9条第2項の規定は、訂正の申出について準用する。

(削除の申し出ができるもの)

第15条 何人も、法人が第4条の規定に反して自己情報を収集し、又は第6条第3項の規定に反して自己情報を保有していると認めるときは、法人に対し、その削除の申出をすることができる。

2 第9条第2項の規定は、削除の申出について準用する。

(目的外利用及び外部提供の中止の申し出ができるもの)

第16条 何人も、法人が第7条第1項又は第8条各項の規定に反して自己情報の目的外利用または外部提供をしたと認めるときは、法人に対し、その中止の申出をすることができる。

2 第9条第2項の規定は、中止の申出について準用する。

(訂正等の申出)

第17条 第14条から前条の規定に基づき訂正、削除、中止（以下「訂正等」という。）の申出をしようとする者は、法人に対して、別に定める自己情報開示等申出書を提出しなければならない。

2 訂正等の申出をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければならない。

3 第10条第2項の規定は、訂正等の申出について準用する。

(訂正等の申出に対する決定)

第18条 第11条各項の規定は、訂正等の申出に対する決定について準用する。

(費用の負担)

第19条 この規程による自己情報の開示及び訂正等に係る費用は、無料とする。ただし、法人は自己情報の写しを交付に要する場合については、1部につき100円請求者に負担を求める。

第6章 異議の申出、その他

(異議の申出)

第20条 開示申出者又は訂正等の申出者は、第11条により開示決定等又は第18条による訂正決定等について不服があるときは、法人に対して書面により異議の

申出（以下「異議申出」という。）ができる。

- 2 前号の異議申出は、開示決定等又訂正決定等があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の異議申出があった場合は、法人は、審査会に諮り、当該異議申出のあった日から原則として14日以内に対象となった開示決定等又は訂正決定等について審査検討を行なった上で、当該異議申出についての回答を書面により行うものとする。

（他の制度との調整等）

第21条 他の法令等の規定により、法人に対して自己情報の開示等その他これに類する請求ができる場合は、その定めるところによる。

付則

この規程は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

個人情報保護規程細則

第1条 個人情報保護規程の第4条3項の(6)代理人となりうるものは下記の者とする。

配偶者

一親等親族

同居二親等傍系者

同居直系二親等親族

別居二親等の傍系者

法定後見人等

第2条 閲覧 個人情報取扱事業に係る目録は別紙1の通りとする。

第3条 個人情報の外部提出に伴う制限、個人情報使用目的若しくは使用方法の確認書は別紙2の通りとする。

第4条 開示申出ができる者に対して自己情報開示等申出書の提出を求める。
自己情報開示申出書は別紙3とする。

第5条、第11条開示申し込みに対する決定、第20条の申出に対する決定をするために審査会の設置をする。審査会委員は5名とし、理事長が選任する。

1、副理事長

2、監事

3、施設長

4、事務長

5、担当部署以外の職員

第6条 開示申出等に対する回答書の通知書は別紙4とする。

第7条 異議の申出に対する回答書は別紙5とする。

別紙1（個人情報保護規程細則第2条）

個人情報取扱事業に係る目録

社会福祉法人梅田福社会では、個人情報保護規程にもとづき、利用目的を特定しております。利用目的は以下のとおりです。

〔利用者への介護サービスに必要な利用目的〕

1、法人内部での利用目的

- ① 当法人が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに係る当法人の管理運営業務のうち次のもの
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計、経理
 - ウ 当該利用者の介護・医療サービス

2、他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当法人が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、紹介への回答
 - イ その他の業務委託
 - ウ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - エ 家族等への心身の状況説明

〔上記以外の利用目的〕

1、当法人内部での利用に係る利用目的

- ① 当法人の管理運営業務のうち
 - ア 介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
 - イ 当法人等において行われる学生等の実習への協力
 - ウ 当法人において行われる事例検討
- ② 他の事業者の管理運営業務のうち
 - ア 外部監査機関への情報提供

平成17年4月1日

社会福祉法人 梅田福社会
理事長 工藤 三夫

別紙2（個人情報保護規程細則第3条）

業務委託に際しての個人情報保護に関する確認書

平成17年 月 日

甲 〒376-0601
群馬県桐生市梅田町4-1774-4
社会福祉法人 梅田福社会
理事長 工藤 三夫
電話0277-20-5055
乙

第1条

乙は、甲より委託を受けた業務(以下、本件業務)の実施に際して知り得た個人情報について重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提供、漏洩してはならない。

第2条

乙は、前条の義務を履行するため、自己の組織内に個人情報の安全管理に関する責任者を定め、十分な安全管理対策を講じなければならない。

第3条

乙は、本件業務の遂行にあたり、個人情報保護に関する甲の指示に従うものとする。

第4条

乙は、本件業務における個人情報の安全管理に関する状況を、毎月最終営業日に甲に対して報告をするものとする。又、甲はいつでも乙の個人情報の安全管理の状況について報告を求め、検査することができる。

第5条

乙は、本確認書にもとづく安全管理措置の内容を、自己のすべての従業員が、在職中、退職後を通じて遵守することを、保証するものとする。

第6条

乙は、本件業務に関して、自ら保管する個人情報が漏洩したことにより甲に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

第7条

本確認書は、本件業務委託契約の終了後も有効に存続する。

自己情報開示等申出書

年 月 日

社会福祉法人 梅田福祉会

理事長 工藤 三夫 様

申出者 住 所
氏 電 名
電 話 (印)

社会福祉法人梅田福祉会個人情報保護規程に基づき、下記のとおり申出をします。

| | | |
|---|--|---|
| 代理人による申出の場合の 自己情報に係る本人の氏名等 (申出者が当該自己情報に係る本人である場合は記入しないでください。) | 本人氏名 | |
| | 本人住所・電話 | 電話: |
| | 代理人をたてる理由 | (1)本人が被後見人であるため (2)本人が意思疎通できないため (3)その他 |
| 申出に係る自己情報の内容 (できるだけ具体的に) | | |
| 申出の区分 | (1)開示(写しの交付) (2)訂正 (3)削除 (4)目的外使用・外部提供の中止 | |
| 申出の理由・内容 (とくに訂正の申出の場合は訂正内容もご記入ください。) | | |

- *申出者の身分を証明する書類を(運転免許証、健康保険証等)をご提示ください。
- *代理人による申出の場合は、代理人としての資格を証明する書類をご提示ください。

別表4-1（個人情報保護規程細則第6条）

自己情報開示申出に関する通知書

年 月 日

様

〒376-0601
群馬県桐生市梅田町4-1774-4
社会福祉法人 梅田福社会
理 事 長 工藤 三夫
電話0277-20-5055

記

社会福祉法人梅田福社会個人情報保護規に基づく審査会の結果、開示
することご通知いたします。

以上

別表4-2（個人情報保護規程細則第6条）

自己情報開示申し出に関する通知書

年 月 日

様

〒376-0601

群馬県桐生市梅田町4-1774-4

社会福祉法人 梅田福社会

理事長 工藤 三夫

電話0277-20-5055

記

社会福祉法人梅田福社会個人情報保護規程に基づく審査の結果、お申し出
に関して開示できない事を通知いたします。

以上